

大学等連携推進法人の認定等に関する規程（令和3年文部科学省告示第17号）第6条第1項第3号の規定に基づき、大学等連携推進法人として認定した次の一般社団法人について、その大学等連携推進方針を次のように変更する旨の届出があったので、同規程第5条第1項の規定に基づき公示する。

令和7年1月8日

文部科学大臣 阿部 俊子

一般社団法人名	変更後	変更前	(参考) 大学等連携推進業務 の区分	変更年月日
やまぐち共創大学 コンソーシアム	大学等連携推進方針 別紙のとおり	別紙のとおり	連携開設科目 その他	令和6年11月28日

変更後	変更前
<p>一般社団法人やまぐち共創大学コンソーシアムの大学等連携推進方針 (略)</p> <p>3. 参加大学における教育研究活動等に関する連携の内容及びその目標に関する事項 (略) (連携開設科目を開設及び実施する場合) (1) 連携開設科目の開設の内容及び目標 (略)</p> <p>【予定されている連携開設科目】 DX概論（2単位）、地域学（2単位）、データ科学と社会Ⅰ（1単位）、データ科学と社会Ⅱ（1単位）、統計学概論（2単位）、人工知能概論（2単位）、知的財産入門（1単位）、データ科学のための基礎数学（2単位）、<u>地域文化論（2単位）</u>、<u>デザイン思考論（2単位）</u>、<u>コミュニティデザイン論（2単位）</u></p> <p>(略)</p>	<p>一般社団法人やまぐち共創大学コンソーシアムの大学等連携推進方針 (略)</p> <p>3. 参加大学における教育研究活動等に関する連携の内容及びその目標に関する事項 (略) (連携開設科目を開設及び実施する場合) (1) 連携開設科目の開設の内容及び目標 (略)</p> <p>【予定されている連携開設科目】 DX概論（2単位）、地域学（2単位）、データ科学と社会Ⅰ（1単位）、データ科学と社会Ⅱ（1単位）、統計学概論（2単位）、人工知能概論（2単位）、知的財産入門（1単位）、データ科学のための基礎数学（2単位）</p> <p>(略)</p>